

会議録

会議の名称	西東京市総合計画策定審議会第 22 回会議
開催日時	平成 15 年 7 月 31 日（木） 18 時 00 分から 20 時 00 分まで
開催場所	西東京市役所田無庁舎 3 階庁議室
出席者	倉持委員、武田委員、竹内委員、堀越委員、磯村委員、板垣委員、畑委員、 小林委員（川村委員、山本委員、永田委員、荒川委員欠席） （事務局） 池澤主幹、櫻井主査、安藤主任、森谷主任、住田主事 （事務局支援）㈱インテージ
議 題	1．西東京市総合計画策定審議会第 21 回会議録について 2．基本構想・基本計画案について 3．その他
会議資料	(1) 重点プロジェクト案 (2) アクションプログラム案 (3) 基本構想・基本計画案 新旧対照表
会議内容	発言者の発言内容ごとの要点記録
倉持会長	定刻となりましたので、第 22 回総合計画策定審議会を開会します。川村委員、山本委員から欠席の連絡がありました。
A 委員	（西東京市総合計画策定審議会第 21 回会議録について） 会議の次第に沿ってすすめます。第 21 回の会議録について修正ありますか。
池澤主幹	メールで修正部分を送ったのですが。
A 委員	いただいた内容ですと、14 頁のみということで、訂正箇所のメールでございます。具体的に、どこをどういうふうに直すといいただいてますか。
池澤主幹	赤を入れて、添付ファイルで送っている。
倉持会長	いま、添付ファイルを確認します。
池澤主幹	では保留とする。
	（基本構想・基本計画案について） (1)重点プロジェクト案について 我々の意見に基づいて修正があった。説明してください。
池澤主幹	お手元の資料 1 に基づきまして、修正した部分についてご説明いたします。概ねご理解いただいておりますのが、修正した部分が数箇所あります。まず、「やすらぎグリーン・プロジェクト」、こちらのなかで主要施策の展開の活用のところの「みどりや花の活用」、ここの 1 つ目の欄ですが、当初合

	併記念公園を想定した表現になっているということで、その合併記念公園を外して、表現として公園にというご指摘でしたので、一般的な公園の整備をする際に、「みどりや花に親しめるような公園の整備をすすめます」という表現に直しております。また、全体漢字の「緑」をひらがなに直したということです。 最後のページになりますが、推進組織の関係で、重点プロジェクトの推進委員会の枠が大きすぎるというご指摘と、事業実施のところをもっと大きくしたほうが良いというご指摘がございましたので、これについては、こちらに表記しておりますとおり、推進委員会、また庁内推進委員会を同レベルで表記をしまして、あと下の事業実施にあたって、市民、事業者等、市、これを大きくしております。事前にお配りしたものと、今日お手元にお配りしたものと一部違いまして、「任期は２年」というところ、事前にお配りしたものは「任期は２年」としか入っておりませんが、今日お手元にお配りしたものは、「任期は２年（半数交代）」としておりますので、今日お配りした半数交代が入っているほうを、これを最終的なものにしていきたいと思っております。修正箇所は以上です。
倉持会長	皆さんの意見を踏まえて修正したものです。問題はないかと思いますが、よろしいか。
B 委員	任期は２年というところ、半数交代はわかりにくい。例えば、初年度のみ半数は任期１年とすれば、より具体的になるのではないかな。半数交代ではどのように半数交代かわからない気がした。
倉持会長	確かに言葉として、わかりにくいかもしれない。
B 委員	初年度のみ半数が１年にすれば、あとは２年づつになる。そのような表記がよいのではないかな。
倉持会長	どうですか。
池澤主幹	初年度は半数交代、ずーと半数交代でいくという意味なんですけれども。
倉持会長	任期２年だと全員が２年のようだから、初年度のみ半数は任期１年と書いたほうが、もっと、わかりやすいということです。
池澤主幹	半数交代というのは入れておいていいわけですね。 () して初年度のみ半数は任期１年と、そのほうがわかりやすい。
倉持会長	わかりやすく具体的に書く。意味が変わるわけではない。表現は考えてください。これを修正していただくことでよろしいですか。(確認)
池澤主幹	さきほどの修正箇所について。 事務局のほうから読み上げてよろしいですか。14 ページお手元の中程の E 委員のところ。見直しは、２行目の「情報を選ぶことも教えないと正しく活用ができないのでは？」これと、次の行の、「取捨選択をどう考えるのか。」それと、２行飛んで、「入っていると良いが」というこの３ヶ所です。

倉持会長	この修正を含めて会議録の確認は終わる。よろしいですか。(確認)
倉持会長	(2)アクションプログラム案について 次は、アクションプログラムについて。修正箇所を説明してください。
池澤主幹	これについては、表現の見直しだけです。「西東京市では」という表現を、関連する箇所について「本市では」とか「本市は」という表現に直しております。直しについては以上です。
倉持会長	字句の訂正だけです。よろしいですか、確認したことにする。
池澤主幹	(3)基本構想・基本計画案 新旧対照表について 3 番目、新旧対照表について。前回と違う部分は網がかかっている。そこを重点的に説明していただき、そのうえで前回確認したところも含めて確認していきたい。まず、説明をしてください。 それでは、資料 3 のほうです。前回一通りご審議いただきまして、ご意見いただいた部分、見直しをする部分につきましては、網掛けをしております。前回確認をしていただいた部分については、特段網掛けをしておりませんので、その部分については説明を省略させていただきたいと思います。 まず、1 ページ目の 2 つ目、「市民に愛されるまちをめざして」という部分については、見直したのは、ここの文章の 3 行目から 4 行目にかけて、いままでですと「育てていくことが必要です」という表現をしておりましたが、これを「育てていくことが求められています」という表現に直しております。これは、「本市は」という、この部分と繋げていくと、文章表現があまり好ましくなかったということで、「求められています」に直しております。この部分はここだけです。 1 ページの一番下ですが、これにつきましては、「また」という部分が 2 つ重なっておりましたので、下の「また計画的にまちづくりを」というこの部分を削除しております。文章の見直しは以上です。 次の 2 ページをお開きいただきますと、前回「豊かな活気あるまち」という表現をしておりましたが、この表現を「豊かで活気あるまち」という表現に見直しをしました。 次に、27 ページの 8 行目から 10 行目の部分ですが、前回、「スクラップ・アンド・ビルド」という表現がきつすぎるとのご指摘もいただきまして、ただ、ひとつの地域に隣接した公共施設があった場合に、また、そういった同様の施設がない地域に、地域全体のバランスを考えて整備していくためには、やはり公共施設の統合を前提とした整備が必要ではないかということから、ここに「新たな施設整備については、公共施設の統合を前提として整備に努めるほか、現在ある公共施設の建替え・改修や余剰公共施設の有効活用にあわせて事業をすすめていきます。」という、こういう見直しをしております。これは、こちらの基本計画のなかでいきますと、27 ページの(3)のところで、いままでですと「公共施設の有効活用」のリード文の見直しを考えておりましたが、リード文はこのままにして、 の「新たな施設整備」、この の 3 行、今回このようなかたちで見直しをさせていただきたいと考えております。なお、お配りしております表現のなかで、2 行目ですけれども、「有効活用にあわせて」という表現をしておりますが、これを表現上、「有効活用を図りながら」という表現に訂正をさせていただければと思います。

	「有効活用を図りながら事業をすすめていきます。」という表現に見直しをさせていただければと思っております。ここについては以上です。 3 ページは特に変更はございません。 4 ページにいきまして、4 ページの一番上ですが、「交流広場」のその前に、「保護者のための」とか、また前回見直しで「保護者と子どもの」という表現がありましたが、内容としては、「子育て相談」「交流広場」「一時保育」という3つを並べておりますので、特段この「交流広場」の前に説明書きを載せる必要もないのではないかとということで、この「交流広場」の前の説明書きの部分を削除したという内容でございます。 次に4 ページの中程になります。ページと行のところに網掛けしておりますが、「障害のある就学児童・生徒の放課後対策」この部分をいままでは「障害者の社会参加の拡大」のほうにしておりましたが、それを51 ページの「子育て環境の整備」のほうに移す見直しをしております。なお、就学前の対応につきましては、同じこちらのほうに出ております、これから建設を予定しております、子どもの総合支援センター、こちらのなかの取り組みの1つとして、ご指摘のあったものについても、その施設機能のなかに加えていくような考えをもっているということです。それは特段こちらのほうに記述はしないで、こどもの総合支援センターの建設、またその運営のなかで取り組みを行っていきたいという考えでございます。 次に、新旧対照表の5 ページのほうにいきます。見直しは54 ページの障害のある児童・生徒への対応ということで、ここでは「特別な教育ニーズ」というのが入っておりましたが、これについては「特別な」という部分を削除させていただいております。「児童・生徒の教育ニーズに応えて」という表現です。それと同時に、前のページに戻りますが、52 ページの現状課題のところは従前どおりの表現にしたいと思っております。施策の内容54 ページのほうだけ見直しをかけていくという考えであります。 その下の55 ページの5 行目でございますが、スクールカウンセラーの主旨に基づいて、本文の見直しをしております。スクールカウンセラーの配置自体は、本来の教育相談体制を整え、児童の不適應行動や不登校などの早期発見・予防に努めるという主旨であるということから、このようなかたちで修正しております。 次に、5 ページの下から2 段目、本文でいきますと、59 ページの16 行目になります。子どもの読書活動、これについては、あくまでも施策展開を示していくということで、「子どもの読書活動をとoshi、健やかな成長を図る取り組みを推進していきます」という表現に直しております。これを受けるかたちで、今後策定をしていきます主要事業のなかでは、絵本と子育て事業、ブックスタート事業のようなもの、それとあわせまして、子どもの読書活動を推進するような取り組みとして、子どもの読書推進計画の策定を、取り組みのなかに入れていきたいというように考えております。こちらのほうから「絵本と子育て事業」という部分を取っておりますので、枠外の用語解説のなかの「絵本と子育て事業」についても削除したということでございます。 6 ページにすすみます。6 ページの中程、本文でいきますと71 ページの7 行目から9 行目ですが、これにつきましては、「自立支援」というのが2 重重なっておりましたので、この「自立支援」を削除しております。修正はそれだけです。 次に、新旧対照表の7 ページの上から1 段目から3 段目。これが同じ内容になっておりますが、本文のほうでいきますと、74、75 ページになります。本文の75 ページのほうには、同じ社会保障制度、法に基づく社会保障制度
--	--

	で、国民健康保険が「健全な運営」になっていること、また、介護保険も「健全な運営」になっているということで、老人保健医療制度につきましても、これとあわせて「健全な運営」に見直しをかけていくという内容でございます。この３段についてはそのような主旨です。あわせまして 75 ページの 14 行目から 15 行目につきましては、財政的な負担の軽減を図ることによって健全な運営に努めていくという内容を入れております。 その下の 88 ページ、89 ページの見直しにつきましては、表現で、表現の見直しをしております。こちらについては「緑の」という、この漢字をひらがなに直しをかけております。下の 89 ページの 4 行目についても、同様な見直しということでございます。 7 ページの一番下でございますが、東大農場の表現について、2 行目になりますが、「豊かな自然環境を残すことができるよう関係機関等との調整を図りながら」という表現に見直しをしております。 8 ページになります。一番上につきましては文言の見直しだけでして、「体験農園」、これについて正式に「体験型農園」ということで、「型」を入れたということで、内容の変更はございません。 次に 8 ページ、本文でいきますと 105 ページの 16 行目になりますが、このなかで、宅地開発等に関する指導要綱、これに無秩序な市街化の防止ということが抜けているということで、これを加えております。本文見直しの 2 行目になりますが、「また、無秩序な市街化を防止し、良好な生活環境の整備を図るため」という表現を新たに加えております。 なお、本日お休みされております山本委員さんから、事前にお話いただいておりますが、本文のほうからいきますと、105 ページの 2 つ目の施策の展開のなかで、「住みやすい住宅地」のここで、建築基準行政の取り組みが出てきて、次の 3 つ目の「人にやさしいまちづくりの推進」のなかで、このまちづくり条例、宅開の関係が出てくるということで、本来取り組みとしては、宅開の指導要綱の条例化が出て、建築基準行政の取り組みにいくのではないかとご指摘をいただいております。ただ、105 ページは、順を追って施策展開するというところでもありませんし、また施策の取り組み自体が「住みやすい住宅地の整備と人にやさしいまちづくりの推進」という、違う施策ですので、これについては、特段見直しをする考えは事務局のほうではないということです。ただ、山本委員さんからご指摘をいただきましたので、この場でご意見として、皆さまにお伝えしておきたいと思っております。 108 ページ、109 ページ、本文ですが、まず 108 ページの 4 行目から 6 行目のなかで、見直しをかけた部分は「安全で良質な水」、この「良質な」というのを新たに加えたということでございます。それと 109 ページの枠外、用語解説のところに、「多摩地区水道経営改善基本計画」、これが突然出てきてわかりにくいということで、用語解説を新たに加えております。 本文 129 ページの 8 行目になりますが、こちらのほうで、前回「自治会・町内会などの」という、「などの組織」というご指摘をいただきましたが、「などの」と入れたところ、「自治会・町内会などの組織」や、また「市民の主体的な地域活動など」ということで、「など」「など」が重なってしまうということから、こちらについては表現を「自治会・町内会や市民の主体的な地域活動など」という表現で整理をしております。 最後、関連個所といたしまして、本文の漢字の「緑」、これを全てひらがなの「みどり」に改めております。 前回いただいた、ご指摘いただいた修正個所については、以上でございます。
--	---

倉持会長	念のため前回確認したところも順を追って、1 枠ごとに確認していく。 1 枠目、前回確認済み 2 枠目、「必要です」が「求められています」に語尾が変わった。よろしいか。(確認) 3 枠目、前回確認済み。 4 枠目、「また」がなくなった。語句の整理。よろしいか。(確認) 2 ページ、1 枠目、2 枠目は前回確認済み。 3 枠目、前回の意見で「豊かな」を「豊かで」に修正。よろしいか。(確認) 4 枠目、前回確認済み。 5 枠目、事務局から話があった、新の欄の 2 行目の最後「あわせて」を「を 図りながら」に訂正とのこと。前回「スクラップ・アンド・ビルド」で議論 したところ。このような表現でよろしいか。(確認) 6 枠目、7 枠目は前回確認済み。 3 ページはすべて前回確認済み。 4 ページ、1 枠目、「保護者のための」を幅広くということで削除。よろしいか。(確認) 5 枠目、前回障害者にあったのが、子育てに移った。違う柱にあったのを 動かした。表現は前回確認したとおり。よろしいか。(確認) あとはすべて前回確認済み。 5 ページ、2 枠目、前は 2 か所同じような趣旨で修正していた。前者は 元に戻す。後者は「特別な」を削除。あとは前回のとおり。
C 委員	旧の「障害のある子どもに対しては、心身障害学級の指導充実」と、「通 級学級の充実」を削ったが、これは東京都との関連があるのか。特別支援教 室などの関連で削ったのか。
池澤主幹	いままだ、都は最終的な取りまとめはできておりませんが、国あるいは東 京都については、特別支援教育の流れがあるということです。特別支援教育 については、まだ仮称のようですけれども、普通学級、普通学校のなかに、 特別支援教室というのを設けて、そういうなかでいままでやっておりまし た、身障学級とか通級学級、このあたりをそちらのほうに移行していくよう な動きがあるということです。このようななかたちで見直しをするなか で、施策の展開、主要事業の展開のなかでは、特別支援教育の方向に沿った 事業展開をしていくということになると思います。
C 委員	新の「一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸長する」という文言はとて もいいと思う。 盛り込まなくていいが、お願いとして、特別支援学級に移行する時点で、 従来の心身障害学級や通級学級の実態を調査したうえで、学級を制定するに も、いまの心身障害学級を参考にして設置すると思うが、通える範囲なども 考慮して、話し合った上で西東京市としてやっていただきたい。
倉持会長	5 ページ、2 枠目はこのように、確認する。 3 枠目、前回いろいろご意見があった。言葉が 1 つ追加、「校内の教育相 談体制を整え」を挿入。 私は「問題行動」の言葉の位置には問題があったが、削除したことには懸 念が残る。社会的には問題行動が問題になっている。よろしいか。

D 委員	いまの 14 歳未満を考えると、問題行動というのは、西東京市として深く認識していますということで、文言を入れておいてもいいと思う。
倉持会長	私も同意見。他の人は。 入れるとすればここか、他に項目を立てるか。 不登校は不適応行動ではないのか。不適応行動や問題行動としたほうが正しい気がする。
A 委員	私はあえてここに入れなくてよいと思う。問題行動の早期発見予防に努めますとここに入れると、個人的な問題行動と限定される。前の相談体制を整えることによって、そういう行動はどこに原因があるのか、個人の予防になるのかどうかも含めて、広い意味に入ってくると思う。何か起こるというのは、小さいことではない。それだけを発見・予防しても問題の解決にはならないと思う。
倉持会長	他にご意見は。
E 委員	教育委員会がはずして欲しいという真意、趣旨は。
池澤主幹	そもそも、はずしてもらいたいという話は、この文章表現のなかで、最初の「不登校などの問題行動」という表現で、この不適応行動や不登校に問題行動が繋がっているということで、不適応行動、問題行動、これがイコール問題行動とは限らないという、そういう教育委員会の指摘からこのように見直しをかけてきたということです。
E 委員	問題行動という単語自体が使うとまずいというわけではない。
B 委員	問題行動のなかに、不適応行動、不登校以外に何かあるのか。西東京市には、特に問題行動が多いのか、少ないのか。これだけタイムリーな問題をあえて取るというのはなぜか。
倉持会長	私の解釈では、問題行動とは、不適応行動や不登校、集団による事件など含まれると思う。問題行動というのは幅が広い言葉。不登校というのは、不適応行動の一分野で不適応行動の一種。これを並列に書くのもおかしい。 「教育相談機能の充実」というタイトル。問題行動をここで生かすのがいいのかどうか。しかし、どこかに問題行動を記述したいという気はする。ここは直すなら、不登校などは取って、不適応行動だけにしたほうがすっきりする。それではわからないというなら、不登校などの不適応行動として生かすか。
A 委員	ここは、小学校への学校訪問教育相談やスクールピアの派遣を充実することによる、学校内でのこと。問題行動は学校内だけのことではないので、ここには入れないほうがいい。省くなら、学校内関係の早期発見予防だと思う。皆さんが認識している問題行動はもっと広いこと。地域に問題があったりする。ここに入れても問題行動の早期発見予防は無理だと思う。
F 委員	入れるのは無理。問題行動は学校だけで解決する問題ではない。親子関係、地域などいろいろ問題がある。一地方自治体で解決できない。もっと全体的

	に広く、親子関係の問題から、子どもの権利を尊重しすぎて親が無責任になってしまうとか。ここで社会で問題になっていることと絡ませるのは難しい。
E 委員	問題行動をここに入れるのはふさわしくないが、入れておいたほうがいいので、地域と学校との連携のところに入れられるのではないか。「地域社会における教育力を高めるとともに、児童などの問題行動への対応を図るためにも、地域と学校との繋がりを深める取り組みをすすめます」としてはどうか。
倉持会長	いろいろご意見が出た。問題行動を教育相談機能の充実のところに入れるのは、矮小化される気がする。いまの意見で地域と学校との連携に記述するのはどうか。
E 委員	不登校を不適應行動に含めるのはよい。
倉持会長	5 ページの 3 枠目。「児童の不登校などの不適應行動」と入れ替える。なおかつ新しい意見として、「地域と学校との連携」の 1 番目、「地域社会における教育力を高める」ところに、問題行動に対する記述を含める。文章はお任せする。 下から 2 枠目、お話広場やブックスタートなどを取る。「読書活動をとおり、健やかな成長を図る取り組み」とした。あわせて「絵本と子育て事業」という言葉がなくなったので用語解説を削除。よろしいか。(確認) 6 ページ目、4 枠目、文章の整理。「自立支援」がダブっていたので取った。よろしいか。(確認) 7 ページ目、「効率的な運営」を「健全な運営」に。(確認) 3 枠目、同じような趣旨で、「財政的な負担」という文言を入れて、「健全な運営」にした。 「健全な運営」という言葉が引っかかる。運営は、健全とか不健全という言い方はしない。不適切とか適切とか効率的とかいう言葉ではないか。 75 ページ、国民健康保険や介護保険も「健全な運営」といっている。適正な運営や適切な運営ならわかる。
E 委員	「健全な運営」というのは、財政的に赤字にならないように健全に運営するという趣旨。「適正な」というのは、正しく運用するという意味。財政的に赤字にならないためというのなら、健全でもよい。
池澤主幹	趣旨としては、健全な財政運営という視点が強いです。特に国民健康保険と老人保健と介護というのは、特別会計をつくって運営しておりますので、そういう意味では表現上、健全は財政運営という視点が強いと思います。生活保護のほうは、特段、特別会計つくっているわけではないので、あくまでも法の趣旨に基づいて、適正な運営をしていくという、こういう趣旨であるというふうに解釈しています。
E 委員	それなら、この表現でいいと思う。本当は「健全な財政運営」というとわかりやすいが。
A 委員	私たちもこういう意味で使う。健全の意味が変化してきているのでは。

B 委員	あまりにも不健全な財政運営が多くあるので、健全な財政運営が、健全な運営というので、許容範囲になってきた。
倉持会長	老人保健特別会計、国民健康保険や介護保険と違って保険制度ではないが、特別会計による運営である。
G 委員	「適正な」も、「健全な」も、具体的にいえば財政運営の話。それを略して使うようになったということか。
E 委員	「生活保護運営の適正な」というのは、財政的な意味は若干弱い。
倉持会長	生活保護に関しては、不正受給などを防ぐという意味。国民健康保険や介護保険も、そういう問題がある。国民健康保険は強制加入だが、病気になってから慌てて被保険者証を取りに来る人がある。そういう意味では適正な運営をしないといけないという部分もある。健全だけではなく、適正な運営も必要。上に書いてあるので健全は運営だけでよい。3 枠目は原案どおり。 (確認) 4 枠目、文章の整理。よろしいか。
D 委員	88 ページ、「みどりの基本計画」は、建設省の通達によるものなので、漢字の「緑」でなくてはならない。
池澤主幹	いま実際に計画策定中ですので、ご指摘いただいた、漢字の「緑」という基本計画にしている、特段こちらのほうでは問題ないようです。ただ場合によっては、最後できた段階で、あちらの審議会のほうで、ひらがなになる可能性もあるというふうなお話を、いまいただいているところです。
G 委員	国でつくっている緑の基本計画のことだと思っていた。さきほど伺ったら、西東京市の緑の基本計画ということ。そうすると、ひらがなになる可能性もある。
倉持会長	答申としては直せないが、このままにしておいて、最後に必要なら修正ということで、よろしいか。(確認) 最後の枠。東大農場に関する記述。原案に、「豊かな自然環境を残す」とあったが、それを前回の修正案に挿入。よろしいか。(確認) 8 ページの 1 枠目、字句の修正。よろしいか。(確認) 2、3 枠目は、前回確認済み。 4 枠目、前回確認。前回の修正で「無秩序な市街化」が削られたので、宅地開発の指導要綱の条例化などのところに入れた。よろしいか。 順序が逆という指摘があった。宅地開発の指導要綱の条例化などをすすめたうえで、建築基準行政に取り組むべきだという意見。事務局からの説明どおり、施策の順番で書いているのではないので、あえて順序は問題にならないと思う。柱も違っており、建築基準行政は「住みやすい住宅地の整備」、宅開条例化などは「人にやさしいまちづくりの推進」。 原案どおりでよろしいか。(確認) 8 ページの最後の枠、「良質な」を入れた。よろしいか。(確認) 9 ページ、1 枠目、用語の解説。(確認) 2 枠目、言い回しがすっきりした。よろしいか。(確認)

池澤主幹	最後、「みどり」を一括で直す。(確認)以上。 5 ページの 3 枠目、このとおり修正するものの、「不登校など不適応行動の早期発見」と訂正。関連して 55 ページの「地域と学校との連携」の一番目の文章を練り直してもらおう。これだけが保留。私にお任せとさせていただきます。 前回、ご意見としていただいております、水を汚さない取り組みについてということですが、担当部署のほうと調整をかけまして、いまつくっております環境基本計画のなかに、こういった視点を具体的に取り入れていくという考えをもっているということです。この総合計画のなかでは、環境の問題につきましても、例えば、93 ページの「環境を大切にしよう」、97 ページの「公害の防止」など、こういった視点でも環境基本計画のなかに取り込んでいくということですので、そちらのほうでこの視点は取り組みを示していきたいということでございます。 キャップ(CAP)のご意見いただきまして、キャップについては、いま策定している教育プランの担当部署のほうに、審議会のほうでご意見が出たということをお伝えしました。今後教育プラン 21 のなかでも策定をしていくということですが、そのなかでこういった審議会のご意見も踏まえたかたちで検討したいという担当部署の見解をいただいております。ただ、どのようなかたちで盛り込まれるていくか、これについては、また向こうのほうでもいろいろ審議会とか委員会をもってありますので、そちらの判断になるかと思っております。一応意見が出たということは伝えておきました。 ご指摘いただいたご意見については以上です。
倉持会長	以上で新旧対象表の確認を終わる。 最後の審議会になるので、何か意見があれば。
A 委員	ファミリーサポートセンターは、ファミリー・サポート・センターではないか。確認を。
池澤主幹	今のご指摘の件は、特に新旧対照表ではやりませんが、文言整理のなかで全部やります。
E 委員	市民参加をワークショップで担当してから、市民参加に関心が高くなった。そういう視点で読み直してみると、26 ページの市民参加に入るか、27 ページの公共施設の有効活用に入るかわからないが、できれば入れてほしいということがある。新たな施設の建設にあたって、国際設計競技や支出評価方式等の採用を検討して、市民の意見を設計に反映させるよう努力するというような文言を入れてほしい。市民参加がさらにすすむのではないかな。いままでの公共施設の建設は、ほとんどが競争入札。競争入札は価格が判断基準になる。なかなかいいものがない。最近脚光を浴びているのが、新潟駅前の開発など、国際設計競技。世界中の設計家にアイデアを出してもらい、コンペをやる。まだそんなに普及していないが、QBS、支出評価方式といって、まず設計家を選び、その設計家に全部任せる、などといったやり方が、最新の公共施設の建設で取り入れられるようになってきている。そういうことを入れられると、市民参加がすすむのではないかな。市民の意見を設計の段階で取り入れることができる。具体的には、ひばりヶ丘の駅前開発など。ラ

	ンドマークとしての駅前開発ができるのではないか。
倉持会長	市民参加条例のなかには、そういう趣旨のことは書いてないのか。市民参加について、設計段階からとか、計画段階からといった表現はないのか。設計をコンペ方式で取るというのは別問題。
櫻井主査	政策形成過程での市民参加ということですので、そういうことは趣旨にあると思います。決まる前に意見を聞いてやっていこうと、そういう趣旨です。
池澤主幹	当然、大規模な建設もの、そういったものについては、必ず市民参加を取り入れるという考えになっておりますので、市民参加条例を推進していくなかで、そういった視点というのは、当然入ってくると思います。
E 委員	専門家を加えるというのが、コンペ方式の利点だと思う。
倉持会長	コンペの方式のほうが一貫性が保たれてよいが、駅前再開発とか、庁舎など大きな公共施設をつくる場合など、一定規模以上のものでないと、実際には適応しにくい。コンペ方式は、お金がかかるのではないか。
E 委員	価格的にはそんなに変わらないと思う。群馬県東村では、大きくないプロジェクトだが、インターネットで募集をして、世界 54 か国から応募があった。QBS 方式も最近注目されている。
倉持会長	私が認識しているコンペ方式は、こういうものをつくりたい、こういう再開発をしたい、それに参加するものとして、参加する人は手を挙げる。そのなかでいくつかに絞って、お金を渡して基本プランを出してもらい。一方、学者などを加えた審査会は、お金をかけて審査をしてもらい、最も優れた案のところに具体的な設計を頼む。 プロジェクトの大きさにもよるが、私の経験したのでは、30 か 40 億の建物の建設で、1 社 500 万円ほど払ったと記憶している。その代わり、模型までつくらせて審査をする。単に、ラフデッサンだけで競技することもあると思うが、コンペは簡単なようで大変。期間も延びる。事前からの準備が必要。
E 委員	新潟では、行政と市民の仲立ちとして、NPO のまちづくり学校が行政の委託を受けて運営してきた。
倉持会長	それをやるとなると、仕事の体制を変えなければならない。もっと早く言っていたいただければ、事務局としても関係部署との調整がきいたと思う。
池澤主幹	できましたら、いまいただいたご意見は、今後のいろいろな事業展開のなかの、1 つの手法として研究検討させていただく方向で考えていきたいと思っています。
D 委員	コンペは、お金もかかるし、担当者も大変苦労される。大きな流れとしては、何十億、何百億のプロジェクトになった場合、いいものを次の世代に渡していくという考え方に立ったときに、総事業費の 3% は文化活動として認めて、行動を起こそうというのが、かなり浸透してきている。だが、実際にそれをやるのは大変。何が問題かということ、A さんの案が入って、自分の案

	が入らないのはなぜかという、決定的な判断ができない。多数決ということになると、権限とか権力とか作用する。次の世代にいいものを渡していくというなかで、コンペ方式というのはいいとわかるが、運営自体のシステムがまだ掴みきれていない。どうしたらいいかというのが状況。
倉持会長	日本の国、自治体の発注が、国内の企業に絞られているということに、外圧がかかってきている。外国の企業も参加させるべきだという条約が、数年前に出た。以来、すべて一般競争入札を原則と厳しくなってきた。汚職などに対する防止策もある。一番問題なのは、設計やシステム構築するとか、頭脳を買う場合、金銭の入札だけでできるかということ。かたちを納品する、施設をつくるなど、かたちになるものであれば、品質などで制限できる。コンサルを頼むなど、知能を買う場合、質が保証できない。それで編み出されたのがコンペ方式、プロポーザル方式。それにはすべて審査機関が必要。審査機関に、いかに客観性をもたせるかが難しい。いくら専門家でも、最終的には、結局好みによる判断ということが出てくる。どこも発注をする場合、悩んでいる。
池澤主幹	1点だけ確認したいことがございます。全体見渡したときに、文字の使い方、ゴシック使っていたり、明朝使っていたりしておりますが、このままでよろしいか。例えば、全体ゴシックに統一したほうがいいのか。そういった部分でご意見をいただければと思います。例えば、施策の内容のほうは丸ゴシックを使っていますので、これは結構見やすいと思っております。全体でどのような文字にあわせたらいいのかご意見いただければ、最後の最終答申で直しを入れていきたいと思っております。
倉持会長	いかがでしょうか。 明朝だと、なんとなく弱々しい感じ。後半の柱ごとのところは、ゴシックまたは丸ゴシック。文章のところがゴシックで、施策内容は丸ゴシック。表のなかなど、直せないところもあると思うが、原則ゴシックに統一してもらおうということでどうか。
A 委員	一般的なルールはないのか。
インテージ	デザインについては、特にそういうものはありません。
倉持会長	全体の整合が取れていないのは、おかしい。
G 委員	確かに、ばらばらである。
B 委員	字数もページによって違う。行間が違うので、印象が違ってくる。最初の明朝は弱いという感じ。
A 委員	カラーになるページもあるのか。
池澤主幹	議会で議決をいただいたあと、カラーにしていきたいということです。
倉持会長	データはどうするのか。
事務局	データは答申のときに入れます。

G 委員	データはカラーのほうが見やすいと思う。
倉持会長	丸ゴシックは残し、他は原則ゴシックに。 それでは、最後に事務局から何かありますか。
池澤主幹	最後に、その他ということで、お手元のほうに、次回最終答申をいただく ときのかみ文がお手元のほうにあると思いますが、このような内容で、次 週最終答申をいただければと考えておりますが、いかがでしょうか。
倉持会長	文章全体が固い。
G 委員	市民参加で、こういう答申に至ったということで、もう少し柔らかい文章 にしたほうがよい。
A 委員	何回会議を開催したということは入れないのか。
倉持会長	入れると、再諮問を受けてからの回数だけになる。全体では、その前に基 本的考え方についても議論している。部会などについても、このなかには入 れられない。
G 委員	内容はこの内容で、会長の名前で出すので、会長の言葉で直していただい ければよいと思う。
倉持会長	事務局と相談のうえ、文章は任せて欲しい。 今回は、8 月 7 日（木）16 時開会。そのとき、最終答申案を整理して、 印刷したもの、それと修正したかがみ文をつけて市長に渡す予定である。会 議そのものは、今日の会議録の確認と、答申をするという 2 点。短い時間で 終わると思う。
B 委員	細かいことだが、アクションプログラム、合併記念公園の 2 行目、「西東 京市」は「本市」としなくてよいのか。 コミュニティバスの最初は、「本市は」となっているが、途中「市では」 となっている。ここは「本市」とするのか、また、なくてもいい。 序論の気候のところに、「都心への交通の便もよく」とあるが、これは気候 のことではない。
倉持会長	アクションプログラムについて。合併記念公園のあたりの「西東京市」は 最初なので「西東京市」でよい。 コミュニティバスの 6 行目、「市では」は削除。 序論 2 ページ目、(2) 気候のところ。2 行目後半「都心への交通の便もよ く」を削除。ご確認ください。
倉持会長	他にはよろしいか。なければ、閉会いたします。ありがとうございました。